

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 2月 28日

経 理 責 任 者

独立行政法人国立病院機構

別府医療センター院長 酒井 浩徳

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

外部委託検査業務委託（別紙仕様書のとおり）

(2) 契 約 期 間

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

(3) 履 行 場 所

大分県別府市大字内竈1473番地

別府医療センター 臨床検査科

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考：契約事務取扱細則】

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考：契約事務取扱細則】

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」において、A、B、C等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒874-0011 大分県別府市大字内竈1473
国立病院機構別府医療センター事務部企画課 契約係
電話0977-67-1111

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の交付場所にて交付する。

(4) 入札書の受領期限

平成30年 3月15日 17時00分

(4) 開札の日時及び場所

平成30年 3月16日 10時00分

別府医療センター 大会議室

4 その他(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 第一交渉権者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。

(7) その他詳細は入札説明書による。